

綾瀬市普通財産一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般競争入札の方法により処分することと決定した普通財産の土地及び建物（以下「普通財産」という。）の一般競争入札を実施することについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 普通財産の一般競争入札に参加することができるもの（以下「入札参加者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法第238条の3の規定に該当する職員
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(入札公告の方法)

第3条 市長は、普通財産の一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに掲示その他の方法により次に掲げる事項について公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札及び開札の日時、場所
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 予定価格に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項

(入札参加の申込み)

第4条 入札参加をしようとする者は、普通財産一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

(最低売却価格)

第5条 市長は、普通財産の一般競争入札に付する事項の価格を予定し、その予定価格を記載した予定価格書（第3号様式）を封書にし、開札の際これを開札場所に置

かなければならない。

（入札の方法）

第6条 入札は、第3条に規定する入札の公告に従い入札書（第4号様式）により市が指定する入札場所において直接行うものとする。

2 代理人が入札する場合は、入札参加者の委任状（第5号様式）を提出しなければならない。

3 市長は、入札が終了したときは、入札経過調書（第6号様式）により、遅滞なくこれを作成するものとする。

（入札の無効）

第7条 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

（1）入札参加資格確認通知書（第7号様式）を持参していないとき。

（2）入札に関し、市の担当職員の指示に従わないとき。

（3）入札について不正の行為があったとき。

（4）金額その他主要記載事項が不明なとき。

（5）入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したとき。

（6）同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したとき。

（7）前各号のほか特に指定した事項に違反したとき。

（入札保証金）

第8条 入札参加者は、市長が指定する日時及び場所に入札保証金として入札金額の100分の3以上の金額（円未満の端数がある場合にはその金額を切り上げる。）若しくは市があらかじめ指定した金額を現金又は綾瀬市契約規則（以下「規則」という。）第11条1号から4号に規定する有価証券等により、納付しなければならない。

2 市長は、前項により納付された入札保証金については、入札終了後、当該入札保証金を還付するものとする。ただし、落札者については申出により契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

（入札及び契約に当たって付す条件）

第9条 市長は、必要に応じて次の各号に掲げる条件を付すことができるものとする。

（1）売払財産の利用制限

（2）入札参加者の制限

（3）その他市長が特に認めるもの

(契約)

第10条 落札者が決定したときは、市長が別に定める日までに売買契約を締結するものとし、これに従わない場合には、その落札は無効とし、入札保証金は市に帰属するものとする。ただし、市が認める場合にはこの限りではない。

(契約保証金)

第11条 落札者は、市長が定める日までに契約金額の100分の10以上の金額（円未満の端数がある場合にはその金額を切り上げる。）を、契約保証金として現金又は規則第11条各号に規定する有価証券等により納付しなければならない。また、有価証券等の価格の算定は、規則第12条各号の規定によるものとする。

2 市長は、落札者が契約締結の日から市長が定める日までに売買代金を一括納付しない場合には、その契約を解除するとともに、契約保証金は市に帰属するものとする。

(売買代金の納入)

第12条 落札物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとする。

2 落札物件は、現状のまま引渡すものとする。

(公租公課等)

第13条 落札物件の売買契約書作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転登記に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

普通財産一般競争入札参加申込書

年 月 日

綾瀬市長

申込者 住 所

商号又は名称

氏名又は代表者名

⑥

（電話番号 — — ）

普通財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

物件名

提出書類

- 1 個人の場合 誓約書（2 号様式）
身分証明書（発行後 3 箇月以内のもの）
- 2 法人の場合 誓約書（2 号様式）
法人登記簿謄本（発行後 3 箇月以内のもの）

第 2 号様式（第 4 条第 1 号関係）

誓 約 書

綾瀬市長

年 月 日

申 込 者 住 所
商 号 又 は 名 称
氏 名 又 は 代 表 者 名

印

物件名

入札公告のありました本件物件の競争入札参加の申込において、次の事項の内容について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に事実と相違した場合は本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しません。
- 2 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しません。または該当する場合、当該事実があった日から 2 年を経過しています。

第 3 号様式（第 5 条関係）

予 定 価 格 書

年 月 日

印

次のとおり定める。

物 件 名

予	定	価	格		十億			百万			千			円
---	---	---	---	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

第4号様式（第6条第1項関係）

入札書

年 月 日

綾瀬市長

住 所

商号又は名称

氏名又は代表者名 ⑩

代 理 人 ⑩

次の金額で買い取ります。

金 額										
		十億			百万			千		円

物 件 名 _____

地方自治法、地方自治法施行令並びに綾瀬市契約規則を遵守し、その他入札及び契約に関する事項を承諾のうえ、入札いたします。

第5号様式（第6条第2項関係）

委 任 状

綾瀬市長

年 月 日

申込者 住 所

氏名又は名称

委 任 者

印

物件名

私は、次の者を代理人と定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

（代理人）

氏名

印